

令和6年度 県民の参画と協働による 福祉のまちづくり有識者会議 議事要旨

日 時：令和7年3月24日（月）13:30～15:30

場 所：のじぎく会館1階ふれあいルーム

出席者：相良二郎委員、野崎瑠美委員、糟谷佐紀委員、東鬼正明委員

1 結論

- (1) 福祉のまちづくりアドバイザーの登録について、異議なく承認された
- (2) ひょうご県民ユニバーサル施設の認定について、議事に諮った3件（手柄山中央公園（みんなのさくら広場）、北須磨支所ビル、灘黒岩水仙郷）について、いずれも異議なく承認された

2 主な議論

(1) 福祉のまちづくりアドバイザーの登録（更新・新規）について

意見・質問等なし。

（委員）新規で障害をお持ちの方、特に発達障害等のある方が入ってくれたのは良かった。引き続き利用者アドバイザーを増やしていくことが大事だと思う。認定ということではよろしいか。

（全委員）異議なし

（委員）新規の登録を認める。

(2) ひょうご県民ユニバーサル施設の認定について

① 手柄山中央公園（みんなのさくら広場）

（委員）資料2の17ページのトイレの誘導案内について教えていただきたい。視覚障害の方は点字ブロックをたどってトイレ内に入と思うが、触知図には何を表示しているのか。

（事務局）トイレが3棟あり、各トイレ棟の内部の配置を示している。

（委員）視覚障害の方は、触知図があることをどのように把握するのか。本当に触知図までたどり着けるのか気になる。

（事務局）敷地南側の駐車場からの入口や駅方面からの入り口周辺に全体の触知図が設置されており、まずは、そちらで全体の空間を把握して、視覚障害者誘導ブロックに沿ってトイレに向かっていただく。その経路の一番手前の分岐で触知図に誘導している。

実際のチェック&アドバイスにおいても、視覚障害者の方がトイレにたどり着くことができていた。

（委員）音声案内はないのか。

（事務局）多機能トイレのみ音声案内が設置されている。

（委員）設計段階において、視覚障害のある方がバリアフリートイレではなく、通常のトイレを利用するのではないかと、といった指摘はなかったのか。

（事務局）はい。

（委員）視覚障害のある方は必ずしもバリアフリートイレを利用するとは限らない。一般トイレにも音声案内があるとよかった。障害者＝バリアフリートイレという図式ができあがってしまっている。そうとは限らないということをガイドラインなどで周知し、理解していただく必要があるのではないかと思います。

（委員）手柄山中央公園は非常に広く、この公園以外にもスポーツ施設が点在する大きな公園であったと思うが、施設認定は今回の「みんなのさくら広場」に限ったものという認識でいいか。

（事務局）はい。手柄山中央公園は非常に広い公園であり、公園全体で改修が進められているところだが、県のチェック&アドバイス制度を活用したのは「みんなのさくら広場」のみである。ただし、それ以外の施設においても、市の制度

を活用して当事者の意見を聞く場を設けたと伺っている。

(委 員) 当施設を認定するということによろしいか。

(全委員) 異議なし

(委 員) 認定を認める。

② 北須磨支所ビル

(委 員) 「ベビーケアルーム」と「ベビーコーナー」は違うものなのか。授乳等のためのスペースという認識でいいか。

(事務局) はい。

(委 員) 「授乳室」や「ベビーケアルーム」など、いろいろな呼び方があるようだが、正式名称はあるのか。

(事務局) チェック&アドバイスにおいては「授乳室」とするより「ベビーケアルーム」とした方が男性も利用しやすくて良い、という意見があった。

(委 員) 助言55個のうち54個を採用されたとのことだが、採用されなかった1つは何か。

(事務局) 採用されなかった意見は、エレベーター内部の様子が外から分かるよう、出入口の扉にガラス窓を設けると良い、という助言である。デザイン的な面等の理由から採用しなかったと聞いている。なお、エレベーターの籠内には鏡が設置されている。

(委 員) ベビーケアルームが、おむつ替えや、子供が着替えたりするスペースで、その奥に授乳室があるということか。普通、手前のスペースに利用者がいると分かれば、利用をためらい、結果的に奥の授乳室が使えないということになるのではないか。ベビーケアルームに他の利用者がいて奥の授乳室が使えないと、急いで授乳をしたいときに不便ではないか。

(事務局) 奥の授乳室には鍵が設置されているが、手前のベビーケアルームには鍵はない。よって、ベビーケアルームが使用中であっても奥の授乳室の利用状況を確認し、空いていれば使用できる。

(委 員) 1階の多機能トイレと4～7階の車椅子優先トイレはレイアウトが違うのか。

(事務局) 1階の方が広く、電動車椅子も入れる寸法となっている。

(委 員) 1階を「多機能トイレ」、4～7階を「車椅子優先トイレ」としているのはなぜか。

(事務局) 4～7階は一般トイレに子供用トイレを設置しているので、子連れの方には一般トイレを利用していただき、車椅子の方が優先的に利用してもらえるように、機能分散という意味で「車椅子優先トイレ」としたと聞いている。

(委 員) チェック&アドバイスでの助言には、性的マイノリティの方が男女共用のバリアフリートイレを利用する上で、「車椅子優先」の表示に負担を感じるかもしれない」というものがあるが、この意見は車椅子使用者側の意見か、性的マイノリティの側の方の意見か。

(事務局) 福祉のまちづくりアドバイザーから性的マイノリティの方が利用する場合に必要な配慮といった主旨の意見である。

(委 員) この意見については、今のところは対応するつもりはないということか。

(事務局) 今後の時代の流れも踏まえ、改修時等に検討すると聞いている。

(事務局) 資料2の29ページ、トイレの個室のドアに対する便器の向きの情報の案内方法について、チェック&アドバイスでは「トイレの仕様が右利き、左利きで異なることが分かる案内の追加があるとよい」との助言があった。この案内については申請者からは対応したいという意向は確認しているが、どのように表記すればよいか教えてもらいたいと言われている。文字で「右利き」「左利き」などとするか、図で示すか、どのようにすれば分かりやすいか。ご意見をいただきたい。

(委 員) 図の方が分かりやすい。入口の位置とそこから見た便器の向きが分かればどちらが使いやすいかは判別できると思う。

(委 員) この情報の意図としては、車椅子から便器に移乗する際に、車椅子使用者が自分の動きやすい向きのトイレを選ぶようにするということだと思うが、「右利き」などすると、かえって分かりにくいのではないか。図で示すの

が分かりやすいと思う。

(委 員) 当施設を認定するということによろしいか。

(全委員) 異議なし

(委 員) 認定を認める。

③ 灘黒岩水仙郷

(委 員) 資料2の40ページに引き戸についての助言があったが、施設内のどこに当該引き戸があるのか。メインの出入口か。

(事務局) メインの出入口は1階の階段横のスロープを経由した出入口である。引き戸があるのは2階で、水仙を眺め終わった後に屋内のトイレへ向かう経路上にある。

(委 員) 結構幅員はあるようだが、袖壁があると開閉しやすいと思う。図面のチェック&アドバイスの段階で、袖壁があった方が開閉しやすいといった助言等は無かったのか。

(事務局) そのような助言等は無かった。

(委 員) 水仙を見に行くのは年配の方が多いと思う。中間部分にも手すりはあった方がいい。

(事務局) フォトスポットなどの位置等も踏まえ、今後、中間部分の手すりの設置範囲を検討すると聞いている。

(委 員) 当施設を認定するということによろしいか。

(全委員) 異議なし

(委 員) 認定を認める。

(3) その他（報告事項）

① 福祉のまちづくり条例等の改正概要について

意見・質問等なし。

② 福祉のまちづくり基本方針の改定について

(委 員) 昨年の1月1日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行された。認知症の人の生活に対するバリアフリー化の推進や、認知症の人の社会参加の機会の確保が規定されている。福祉のまちづくりに密接に関わるのでぜひその点についても、基本方針の中に追加していただければと思う。

(委 員) 建築士会の研究会でも、認知症の方や家族の方が過ごしやすい家についての検討を長くやってきていて、近々パンフレットとしてとりまとめる。いろいろ調査をする中で、自宅で認知症の方を介護している例が多いことが分かった。今後、認知症の方が出かけて帰ってこないというケースが増えていくと思うので、社会全体で認知症の方を見守る、といったことを盛り込んでいただければと思う。

③ インクルーシブな働く空間整備事例集（案）について

(委 員) 「すぐでき」はすごく良い。できれば、目安の金額を示してもらえれば、より良いのではないか。

(事務局) 今後の検討とさせていただく。

(委 員) 最後に企業名を並べているが、ここに問合せをしてもよいということになるのか。

(事務局) この事例集を見て生じた疑問等の問合せについては基本的には県で対応する。

(委 員) 今後は紙よりもホームページで閲覧することが多くなるので、縦より横向きの方がいいのではないと思う。

(委 員) 聴覚障害を持つ友人が、コロナ渦でマスク社会になって、周囲が何を言っているのか理解できず、仕事を辞めざるを得なかったといった話を聞いたことがある。インクルーシブな働く空間の整備をぜひ広めていただけたらと思う。

(委 員) 「はじめに」のところで、「障害のある方」「事業者の方」と敬語になっているが、ここでは条例の表現に合わせて「障害者」「事業者」などとした方がいいのではないか。

(事務局) いろいろとそれぞれの専門的立場から貴重なご意見をいただきありがとうございます。

ざいました。いただいたご意見を参考に今後も福祉のまちづくりに取り組んでいきたい。